

令和元年第2回定例会(第1号)

○議長 知念富信君 ただいまから令和元年第2回南風原町議会定例会を開会いたします。

開会(午前10時03分)

○議長 知念富信君 これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって15番 大城真孝議員、1番 玉城 勇議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 知念富信君 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月21日までの11日間で決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりであります。

日程第3. 議長諸般の報告

○議長 知念富信君 日程第3.議長諸般の報告を行います。平成31年第1回定例会の後から本日までの諸般の報告をお手元に配付されているとおり、事業名、日時、開催場所を日付順に記入してございます。議員各位で後ほどご一読くださいますようお願いいたします。

次に、5ページ以降に南部水道企業団議会、東部消防組合議会、南部広域市町村圏事務組合議会、南部広域行政組合議会の各一部事務組合の議会方から定例会及び臨時会の報告書が提出されております。

## 令和元年第2回定例会(第1号)

また、町監査委員から例月現金出納検査結果の2月、3月、4月分の報告書が提出されておりますので、各自ごらんになっていただきたいと思います。

次に、平成31年第1回定例会以後に受理しました陳情第9号から第16号までの陳情8件は、6月6日に配付しました陳情書の写しと6月6日以降受理しました陳情第17号は、本日お配りした陳情書の写しのとおり、所管の常任委員会に付託しましたのでご報告いたします。以上をもって諸般の報告とします。

## 日程第4. 町長の町政一般報告

○議長 知念富信君 日程第4. 町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申し出がありましたので、これを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 おはようございます。それでは、私のほうから町政一般報告をさせていただきます。

初めに、総務部総務課関係について申し上げます。3月28日に「南風原町功労・善行・よいこと沖縄一・日本一賞」の式典及び祝賀会を開催しました。功労賞6名、善行賞11名及びよいこと沖縄一賞21名の合計38個人及び、3団体の方々を表彰しました。受賞者の功績をたたえ、今後ますますのご活躍を期待しています。また、城間俊安前町長が令和元年春の叙勲において旭日小授章を受章され5月22日に知事公舎での叙勲伝達式に参加され、5月30日には皇居での拝謁を得ております。6月4日に、「災害時等における無人航空機(ドローン)の活用に関する協定書」の調印式が行われ、安岡建設株式会社様と有限会社日建エンジニアリング様との協定を締結いたしました。今後の災害時には町からの要請により、被災状況の把握や被災者捜索活動を円滑に行うため、ご協力をいただきます。また、町への一般寄附金といたしまして、4月2日に新垣盛正様、6月5日に有限会社那覇クリーンサービス様、有限会社那覇東クリーン様、6月6日に南風原中学校第26期卒業生よりご寄附がございました。本町の福祉向上や教育の充実のために活用してまいります。

次に、企画財政課関係について申し上げます。令和元年度南風原町予算説明書「ハイさいよーさん」を5月24日に発刊し、町ホームページで公開しております。町民の皆様にごらんいただき、町政に対する関心とご提案がいただければ幸いに存じます。

次に、民生部子ども課関係について申し上げます。令和元年度の認可保育園等の4月入園決定者数は1,869人、待機児童数が208人です。新設2園の保育園整備事業について、与那覇第二保育園の整備工事契約が3月29日、明星保育園の整備工事契約が5月29日に交わされ、令和2年4月からの園児受入れに向けて取り組みを進めております。こどもの日を前にした4月25日に、「こいのぼり掲揚式」を町民広場で行いました。民生委員児童委員、町議会議員の皆様や関係者の方々が見守る中、町内の保育園児による掲揚で、大空高くこいのぼりが舞い、お遊戯やクラウンコトラさんの登場で町民広場は、園児たちの笑顔と歓声でいっぱいでした。

次に、経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。住宅リフォーム支援事業の申請受付を5月20日

## 令和元年第2回定例会(第1号)

から開始しました。また、5月30日に開催されました南風原町商工会主催の公共事業執行計画等説明会において、工事及び委託業務の発注予定時期及び概要と入札制度の改定等について説明を行いました。計画関係では、都市計画マスタープラン策定業務を5月29日に契約を行いました。また、南風原南IC周辺照屋地区において土地区画整理事業を検討することについて、地権者の同意取得に取り組んでいます。

次に、都市整備課関係について申し上げます。街路事業の津嘉山中央線は、工事1件、用地2件、物件3件の契約繰越のうち4月末までに工事及び用地・物件の各1件を完了しました。残りの用地、物件について9月末完了を予定しています。公園整備事業の契約繰越で進めていました黄金森公園陸上競技場の屋根修繕工事を5月13日、監理委託業務を5月21日に完了しました。

次に、区画下水道課関係について申し上げます。津嘉山北土地区画整理事業では、繰越明許費で進めています道路築造工事1件を6月中旬に完了検査予定、5月15日には造成工事1件を契約しました。また、現年度予算では、5月7日に調査設計業務1件を契約、6月中旬に出来形測量委託業務の契約を予定しています。下水道事業の浸水対策事業では、繰越明許費で進めています雨水管布設工事が4月末までに照屋地区1件、津嘉山地区1件と磁気探查業務1件が完了し、施工中の1件を7月末完了で進めています。未普及解消下水道事業の繰越明許では、4月11日にまず設置工事、5月27日に津嘉山地区の污水管布設工事1件を検査し完了しました。宮平地区、津嘉山地区の早期執行、完了に向けて取り組んでいます。

次に、産業振興課関係について申し上げます。農政関係では4月24日に平成31年度南風原町農業用廃プラスチック適正処理対策協議会定期総会が開催されました。5月28日にJAおきなわ南風原支店各生産部会(野菜・花卉・果樹生産部会)総会が開催され、総会終了後の合同懇親会において各生産部会優秀出荷者への表彰が行われました。6月4日に平成31年度南風原町普及事業連絡協議会総会が開催されました。商工関係では、5月21日に南風原町観光協会の第6回定期総会が開催され役員改選等の議案が可決されました。5月23日に画風原町商工会の第8回通常総代会が開催され、永年勤続優良従業員13名の表彰等がありました。5月27日に琉球餅事業協同組合の通常総会が開催され、役員改選等の議案が可決されました。

次に、教育部教育総務課関係について申し上げます。保健体育関係は、4月24日に令和元年度全国高等学校総合体育大会の南風原町実行委員会設立総会及び第1回総会を行いました。本町では7月25日から8月1日の6日間、サッカー競技の男子準決勝を含めた数試合が予定されており、高校生の熱い戦いが始まります。5月21日に黄金森公園陸上競技場で第27回町シニアスポーツ大会を開催し、グラウンドゴルフ34チーム、ペタンク3チームの計225名の参加のもと、健康増進と互いの親睦を図ることができました。町体育協会は、4月9日に定期総会及び夏季大会総合開会式を行い、29日のサッカー・バドミントン・剣道大会を皮切りに11種目の大会が行われ、各競技で熱戦を繰り広げています。町育英会は、5月22日に評議員会を開催し、予算及び派遣事業計画等を審議しました。今年度の学貸貸与者は新規1名、継続3名となっています。また、3月28日に株式会社宮昌工業様、4月23日に瑞泉酒造株式会社様より、ご寄附がございました。本町の人材育成のために活用してまいります。

次に、学校教育課関係について申し上げます。4月3日に町立幼稚園入園式、9日に小・中学校の入学式が行われました。今年度の4幼稚園入園児は、21学級524人の入園(うち5歳児388人、4歳児136人)で、新入学児童生徒

## 令和元年第2回定例会(第1号)

は小学校が21学級で579人、中学校が13学級で511人です。前年度に比べ小学校が44人増、中学校は60人増となっています。5月26日の学校公開日には、多くの保護者を初め、地域の皆さんに広く見ていただき先生方や子どもたちの奮闘ぶりを、応援していただきました。また、午後3時には琉球大学教職大学院准教授城間園子先生による教育講演会「特別支援教育について」を行い、市内の小・中学校から多くの先生方の参加があり、大好評の講演会となりました。また、6月3日、5日、6日には、町教育委員会による学校訪問を実施し、各幼稚園や小中学校における教育の充実を図るために学校経営方針や学習指導等について意見交換を実施しました。

次に、生涯学習文化課について申し上げます。4月27日から5月19日まで、第83回南風原文化センター企画展「わった一畑や、ちゃーなとーが？」と題し、戦後史を土地利用の側面から考える企画展として、町の戦後の変化を探る内容や、関連企画として1969年製作の劇映画沖縄の上映会を開催しました。参加した方々からは当時の沖縄や南風原の状況がわかり感激しましたなどの感想がありました。

以上を申し上げまして、令和元年第2回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。毎回、町政一般報告と一緒に3月定例会以降の公共工事等に関する行政報告をおつけしていましたが、今回は1,500万円以上5,000万円未満の工事についてはありませんでしたので、資料としておつけしていないということを申し添えます。以上であります。

○議長 知念富信君 以上をもって、町長の町政一般報告を終わります。

○議長 知念富信君 これから議案の上程に入ります。

### 日程第5. 議案第20号 南風原町下水道条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第5. 議案第20号 南風原町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第20号 南風原町下水道条例の一部を改正する条例 南風原町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、本条例の一般汚水使用料を改定する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 それでは議案第20号について説明いたします。本条例につきましては、先ほど副町長から提案理由がございましたとおり、2つの関係法律の改正により、本年10月1日からの地方消費税率を含む消費税率の引き上げに伴う下水道使用料金の改定でございます。内容につきましては、従前の8%から10%へ2%を上

令和元年第2回定例会(第1号)

乗せした改正となっております。

新旧対照表をごらんください。料金につきましては内税で表記しており、右側の改正前は8%の消費税率を掛けた料金で、左側が改正後の2%を上乗せしております。ちなみに、各料金における消費税抜きの金額が、10立方メートルまでの基本料金が520円、10立方メートルを超え、30立方メートルまでが70円、30立方メートルを超え、50立方メートルまでが80円、50立方メートルを超え、100立方メートルまでが95円、100立方メートルを超え、300立方メートルまでが120円、300立方メートルを超え、500立方メートルまでが145円、500立方メートルを超えるものが150円で、税抜額についての変更はございません。右側の改正前は、先ほどの税抜額に8%の消費税を上乗せしたもので、左側が同じく税抜額に10%を上乗せした改正後の金額となっております。以上で議案第20号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 計算してきていないのですが、まず、税抜額を親切に説明していただきました。一番上でいくと、10立米までの基本料金が、税抜520円の料金に対して8%を加えたのが561円、10%にしたのが572円と、こういう意味ですよ。それぞれ端数が出ないものと出るものがあると思うのですが、端数処理はどのようになっていますか。

それから、これは部長にというよりも町長にお伺いしますが、これは10月1日から消費税が上がることを前提に、その準備として今回の改定になるわけですけれども、そもそもの消費税のことについてですが、これまで3%から始まって5%、8%、今度10%ということでどんどん上がってまいりました。それで提案理由についてお聞きするのですが、提案理由で、どこからどこまでが法律名なのかよくわからない書き方になっていまして、まずこれをはっきりさせてもらいたいというのと、この消費税に関する法律というのは、社会保障の安定財源の確保から全て法律名なのかということが質疑の趣旨です。ところが、そういうたい文句ですが、現実には、この間、南風原町でも、これは南風原町独自の理由もありますが、国民健康保険税の税率が上げられて、町民の負担が上がりました。年金に関しても、最近の新聞報道等では、受け取り年齢がどんどん先送りにされると。つい最近では、95歳まで生きると年金を全部受け取っても、退職金を受け取っても2,000万円は足りないのだと。自分でつくれと。こういうことを国が言い出す。こういう実態があります。まさに消費税が社会保障の実現になっていないということを証明しているようなものです。そういう意味で、これは町長にお答えいただいたほうがいいと思いますが、今回、役場が法律改正に基づいてそれを準備するというのは、それはそれで当然のことだろうと思うけれども、そのことについてではなくて、町長に消費税そのもののことについて、どのように評価なさるのか。実務的に、行政的にどうするというのではなくて、町長の町民の負託を受けた一人として、そして町政全体、町の行政を預かる立場の方として、町民の生活にかかわる大きな負担、今の提案は下水道料金ですけれども、これは下水道料金にとどまらず、もちろん集落排水もそうですし、生活全般にかかわる課題です。そういう意味で、町長が率直にどうお考えなのか。確かに行政の立場としていろいろあるかもしれないが、先ほど言った、純粋に町民から負託を受けて町民の生活を守るべき立場の人間として、大きな責任を持った人間としてどうお考えなのか、お聞かせいただきたい。先ほどの法律名のことでもなにかに説明していただいて、お願いたします。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 先ほどの料金表の1円未満の端数処理の件でございますが、税抜額のほうにそれぞ

令和元年第2回定例会(第1号)

れの消費税率を掛けた1円未満の端数については切り捨てで処理してございます。

それと、提案理由にございます消費税の法律の名称でございますが、提案理由をごらんください。そのまず1行目、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)」までが1つ、それが法律第68号でございます。その次、及びを除きまして、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)」が2つ目の法律名で、法律第69号です。2つの法律の名称となっております。以上です。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 穀議員の消費税の評価に関するご質疑だったと思いますが、お答えいたします。非常に複雑な心境といえますか、一般論的に言いますと、やはり増税というのは避けなければならないというのが私の心にはあります。しかしながら、提案理由にもございますように、社会保障の安定財源の確保というのがあるわけでございますので、やはりその辺にも期待をいたしているわけでございます。そういう観点からしますと、現段階で消費税を増税して、果たしてどうなるかという評価ができないという状況だということをご理解いただきたいと思います。国保財源、いろいろな苦しい財政運営を強いられている本町にとりましては、消費税の増税によって、どの程度社会保障の安定財源が確保できるか、そういったのも今後の課題かと思っておりますけれども、現段階ではそういう状況だということをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長 知念富信君 13番 大城 穀議員。

○13番 大城 穀君 町長、どうもありがとうございました。町長も答弁するのは大変だろうなという思いは、正直私もありますけれども、ただ、今ご答弁いただいたのは、私は、消費税が8%から10%になってどうなるのかということについてを聞いたわけではなくて、当然それも含まれているかもしれないのですが、そういう趣旨で聞いたのではなくて、今の町長の答弁は、上がったらどうなるかということについての評価は難しいと、まず私は受けとめたものですから、少なくとも、消費税が導入されてこれまで20年、先ほど言ったようにむしろ社会保障は後退していると私は思っています。確かに物は言いようで、消費税がなかったらもっとひどかったんだよというのが出てくるかもしれないけれども、100年安心と言われた年金が、自力で2,000万円を貯金しなければだめだと言ってみたり、そういうことを平気で言い出す。きのう見たニュースのことですが、麻生大臣は、その報告書も冒頭だけ読んであとは読んでいないと言っていました。消費税でたくさん税収が上がっても、それがきちんと社会保障に回っているのかどうか。その評価はいろいろあるだろうけれども、1機100億円もするような飛行機をどんどん買うとか、そんなことが一方では行われるし、どれが無駄かというのは人によって違うだろうけど、無駄な公共投資ということも訴えられてきたし、そんな中で消費税を引き上げるわけです。だから、今後のことだけではなくて、これまでのことについて、町長はどのように評価されていますか。これからのことは置いておいて、これまでの消費税のことについてどのようにお考えですか。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。消費税に関しましては、確かに3%から徐々に8%まで引き上げられてきたわけでございますが、消費税に関してはそれなりにその役割を果たしてきたのではないかと、私は思っております。も

令和元年第2回定例会(第1号)

ちろん全てのものに対して消費税が妥当だったかというのは別にいたしましても、表現が適切かどうかあれですけども、ぜいたく品とか嗜好品とか、そういったものについての消費税を抽出しまして、それはまた別の形で、福祉の面に、あるいは教育の面に充てていくと。そういった発想だと私は理解いたしておりますので、消費税の果たしてきた役割はそれなりにあっただろうと認識をいたしております。以上です。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 消費税で税収が上がった分全てが無駄だとは、私もそれは言いませんけれども、やはり消費税というのは、生活全てにかかわる、ダイヤモンドに税金を掛けるのは、私は、それはそれで一理あると思うし、それからいわゆるぜいたく品にそれなりの税金がつくのは当然だろうと思いますが、今やられているのは、まさに赤ちゃんのミルクからお年寄りの皆さんの紙おむつまで、全部消費税がついているわけです。生きている以上は食べなければいけない。どんな大金持ちも食べる。けれども、中身は少々違って、食べる量はそんなに違いはないです。そういう意味では、より所得の低い、生活の水準が低い人ほど負担が大きいと言われる税のあり方の、それこそその逆にあるものが消費税だとよく言われています。そういうことがさらに割合を高めようとしているということですので、私は消費税そのものがあるべきではないと。むしろ、先ほどおっしゃったようなぜいたくなものとか、あるいは株で大もうけするような人たちが、それに対する課税が不当に低い。ようやく100万円を貯金した人たちの利息に係る税率よりも低いということこそ改めるべきだろうと思っていて、そもそも消費税そのものがあるべきではないということを申し上げて終わります。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第20号 南風原町下水道条例の一部を改正する条例については、経済教育常任委員会に付託いたします。

日程第6. 議案第21号 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第6. 議案第21号 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第21号 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、本条例の一般汚水使用料を改定する必要があるため提案いたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

令和元年第2回定例会(第1号)

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 それでは議案第21号について、補足して説明いたします。本条例につきましては、先ほどの議案第20号と全く同様でございます。公共下水道及び農業集落排水につきましても、同じ料金設定となっておりますことから、添付しております新旧対照表も全く同様の資料となっております。料金につきましては、別税で表記しており、右側の改正前が消費税率8%、左側が改正後の消費税率10%で、先ほどの税抜額にそれぞれの消費税分を上乗せした分の金額となっております。以上で議案第21号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第21号南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、経済教育常任委員会に付託いたします。

日程第7. 議案第22号 令和元年度南風原町一般会計補正予算(第1号)

○議長 知念富信君 日程第7. 議案第22号 令和元年度南風原町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第22号 令和元年度南風原町一般会計補正予算(第1号) 令和元年度南風原町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,305万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億7,341万5,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第22号 令和元年度南風原町一般会計補正予算(第1号)について概要を説明いたします。まず2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、新たな状況の変化及び職員の産休、病休等へ対応するための臨時職員の採用等、補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ1億4,305万2,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は132億7,341万5,000円となります。内容については、6ページ以降の事項別明細で説明いたします。

では、歳入について説明いたします。6ページ、14款2項1目. 民生費国庫補助金2,470万4,000円の増額補正のうち、2節. 心身障害者福祉補助金61万5,000円は、就学前障がい児の発達支援費無償化に伴う障害者自立支援システム改修補助金、補助率10分の10及び消費税率引き上げに伴う報酬改定による同システム改修補助金、補助



令和元年第2回定例会(第1号)

率2分の1です。3節. 児童福祉費補助金 2,408万9,000円は、幼保無償化に伴う子ども子育て支援事業費補助金で、補助率10分の10です。6目. 総務費国庫補助金 7,732万2,000円の増額補正は、消費税率引き上げによる低所得者子育て世帯の消費に与える影響の緩和及び地域における消費を喚起、下支えするためのプレミアム付商品券事業補助金で、補助率は10分の10です。

7ページ、14款3項1目. 民生費国庫委託金6万5,000円の増額補正は、年金生活者支援システムに改修の必要が生じたことに伴う年金生活者支援給付金事務取扱交付金で、補助率は10分の10です。

8ページをお願いいたします。16款1項1目. 財産貸付収入 306万9,000円の増額補正は、区画整理地内の町有地貸付料の収入見込みがふえたことによるものです。

9ページ、18款1項1目. 財政調整基金繰入金 847万3,000円の増額補正は、今回の補正予算歳入歳出の調整により歳入不足額を補うため、財政調整基金より繰り入れを行うもので繰り入れ後の基金残高は3億7,883万8,000円となります。

10ページ、20款4項2目. 受託事業収入 2,841万9,000円の増額補正は、与那原バイパス整備事業文化財発掘調査により出土した遺品物の資料整理を行うための事業収入です。

11ページ、20款5項7目. 雑入 100万円の増額補正は、テニスコート等の各施設借用についてウェブで申請ができるようシステム改修をするための公共スポーツ施設等活性化事業助成金です。

引き続き、歳出について説明いたします。12ページ、2款1項1目. 一般管理費 47万4,000円の増額補正は、産休代替臨時職員を障害者雇用で配置するための賃金から報酬への組み替えと病休代替臨時職員賃金の計上です。

13ページ、3款1項1目. 社会福祉総務費 292万1,000円の増額補正は、国民健康保険特別会計への繰出金で産休代替等の臨時職員賃金の補正が生じたことによるものです。2目. 老人福祉費 199万6,000円の増額補正は、産休代替臨時職員賃金の計上です。3目. 心身障害者福祉費 64万8,000円の増額補正は、歳入6ページで説明した障害者自立支援システム改修委託料の計上です。5目. 国民年金事務費6万5,000円の増額補正は、歳入7ページで説明したシステム改修に対応するため流用した分の補?となります。9目. 介護保険事業 88万1,000円の増額補正は、育休代替臨時職員賃金の計上です。

14ページ、3款2項1目. 児童福祉総務費 515万1,000円の増額補正は、職員の病休及び育休代替臨時職員賃金と歳入6ページで説明した幼保無償化事業における職員の時間外及び休日勤務手当の計上です。2目. 保育所運営事業 2,155万8,000円の増額補正は、歳入6ページで説明した幼保無償化事業費の計上です。

15ページ、6款1項5目. 農地費3万1,000円の減額補正は、農業集落排水事業特別会計への繰出金で消費税率引き上げに伴い使用料改定の補正が生じたことによるものです。

16ページ、7款1項1目. 商工振興費 7,732万2,000円の増額補正は、歳入の6ページで説明したプレミアム付商品券発行事業費の計上です。8節. 報償費 14万円、12節. 役務費、手数料 14万円については、同事業の人事職員採用のため流用した分の補?となります。

令和元年第2回定例会(第1号)

17 ページ、8款4項1目. 都市計画費 171 万円の減額補正は、下水道事業特別会計への繰出金で消費税率引き上げに伴い使用料改定の補正が生じたことによるものです。

18 ページ、9款1項2目. 災害対策費 206 万 4,000 円の増額補正は、県営南風原第二団地敷地内に設置されている本町の災害行政無線について、団地の建てかえに伴い移設の必要が生じたことによる移設費の計上となります。

19 ページ、10 款1項2目. 事務局費 35 万 5,000 円の増額補正は、職員の病休代替臨時職員賃金の計上と委託料から賃金に流用した分の補正となります。

20 ページ、10 款5項2目. 公民館費 200 万円の増額補正は、中央公民館黄金ホールの空調室外機の故障により取りかえ工事の計上です。3目. 文化財保護費 2,780 万 8,000 円の増額補正は、歳入 10 ページで説明した資料整理支援委託料の計上です。4目. 文化センター費 35 万円の増額補正は、職員の病休代替臨時職員賃金の組み替えによる 26 万 1,000 円の減と賃金から文化財発掘調査委託事業の委託料に流用した分の補正 61 万 1,000 円の増によるものです。

21 ページ、10 款6項1目. 保健体育総務費 120 万円の増額補正は、歳入 11 ページで説明した公共スポーツ施設等活性化事業費の計上です。以上が議案第 22 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算(第1号)の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。それでは幾つか質疑をさせていただきます。まず、歳入の6ページ、歳出にもありますが、プレミアム付商品券ですけれども、ここでは低所得者、子育て世帯の消費に与える影響及び地域における消費を喚起とありますが、この表現で示す具体的な対象者は誰になるのか。例年にない事業ですので、どういった方が対象になるのかを教えてください。

あと、補正予算の中で探しきれないので確認をしたいと思いますが、まず一括交付金ですが、3月の予算編成の段階で、ことしの一括交付金事業について多くの事業でその目的を終えたという流れの中で、約2億円のお金が町の割り当て分としては使いきれていないという状況がありました。理由もそのように記憶をしていますけれども、この補正予算の中で新たに一括交付金を活用した事業があるのかどうか。また、今回以外でも1年間を通して追加する余地もあるのかなと考えるのですが、新たに、高率補助ですので、そういったものを活用した事業が今後予定されているとか、検討できるとか、そういった余地があるのかどうかを教えてください。

次に、人件費関係のものも出ていますが、これも同じく予算書の中で探しきれないので質疑をしますけれども、3月の予算の議会で、議会のほうから留意事項が3点つけられました。その留意事項についてどのように対応しているのか。この予算書の中にあれば教えていただきたい。なければ、どのような検討をされているのかお知らせください。

それと3点目、予算書の中で数字的には出てこないのかもしれないのですが、業務の一環ということでお伺いしますが、町政一般報告の中にあります商工会主催の事業説明会で、入札制度の改定という記載がありますけれども、どのような改定がされたのか。その中身についても教えていただければと思います。以上、お願いします。

令和元年第2回定例会(第1号)

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 まず6ページにございましたプレミアム付商品券の事業についてご説明します。まず、対象者ですが2019年1月1日時点の住民のうち、2019年度の住民税が非課税である人。非課税者は8,622名で予定しております。あともう一つは、3歳6カ月未満の子供ですが、2019年6月1日時点の住民のうち、2016年4月2日以降に生まれた子、ことしの5月30日までに生まれた子、2,067名を見込んでおります。その合計で1万689名ということで、補助金が5,000円という計算でございます。以上が対象者の説明です。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず一括交付金についてですが、今回の補正については、一括交付金を活用している事業の補正の計上はありません。また、本町で配分された額、4億円を超える額のうち、まだ活用していない2億円余りの額がありますが、これは今後、また新たな財源の活用ができないか、全庁を挙げて検討しているところでございます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 休憩をお願いします。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩(午前10時55分)

再開(午前10時56分)

○議長 知念富信君 再開します。教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 留意事項の件ですが、我々のほうで、現場の調査、その辺については進めてまいりました。今回、予算のほうに計上はありませんが、まず駐車場、それから陸上競技場の部分については、現場のほうと話し合いをして、入り口の整理であったり、今、張り紙で対応しております。今後の対応については、現場の管理人も含めて検討中でございます。

それから、幼稚園、小中学校の駐車場の部分については、今現在、調査を行いました、やはり駐車場等について確保するスペースがないということで、その辺についても今後どのような方法がいいか検討は進めていますが、南風原小学校の部分については、中学校のプール跡地のスペース等を少し整理して、向こうのほうにとめられるようにという形での調整は行っておりますが、予算としての計上はございません。それから、土曜保育等についての部分ですが、土曜保育については当初の説明のとおり2園、土曜日については津嘉山小学校と翔南小学校、それから北丘・南風原小学校土曜合同保育という形で、現在進めさせていただいております。

先生方の確保に向けては、当初どおりの予算で確保は順次整えておりまして、予算としては確保されておりますが、支援の先生が何名かまだ欠けております。以上、予算のほうには計上されていないということの答弁になります。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

令和元年第2回定例会(第1号)

○経済建設部長 神里操也君 まず町政一般報告における工事入札制度の改定等についての質疑についてお答えいたします。ここでの入札制度の改定につきましては、従前、予定価格を事後公表しておりましたものを事前公表に改めたものが1点。あと2,500万円以上から最低制限価格を設けるというものを、金額を130万円を超えるものに改めたことが2点目。あと、その公表につきましても、最低制限価格の公表は落札が決定しましたらその場で公表するというので、3点の制度の改定を説明しております。一般会計に伴う予算の計上等についてはございません。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 まずプレミアム付商品券ですが、対象者をお答えいただきました。委員会等でも資料が出されるとは思いますが、やはり町民にわかる形で示していきたいと思っておりますので、委員会での資料でも結構ですし、また、今おっしゃっていただいた対象者の数が1万人余りになると思っておりますので、後で資料をいただければと思います。

次に留意事項の状況ですけれども、トレーニングルームについては現場の意見を聞いてからということですが、ちょっとわからないのですが、現場の意見というのは管理人だけですか。使用者とか管理人。要するに、実際、トレーナーの方は配置されていないわけですが、どのような形で意見を聞くのか。これ実は、留意事項を上げたことについても、去る5月の議会報告会で町民の方から質問を受けていまして、そういったことも行政にも投げかけますというような形なものですから、あえてここでも質疑をしているところです。やはり、町民の皆さんからは安全性に疑問がある、心配があるということもありますので、その辺を少し教えてください。付託されますけれども、多分付託事項にも出てきませんので教えていただければと思います。

次に学校の駐車場ですが、今後検討するとのことでしたが、検討していただくことは非常に大事ですが、私が別の内容で担当課から聞き取りをした際に、このことも確認をしました。そこでは担当課も把握していないという答えだったと私は認識しています。留意事項の中でも、多くの先生たち、毎日の業務です。さらに正規の先生方以外にも補助教員、臨時教員、そしてヘルパーさん。学校に車でいらっしゃる職員の方々がたくさんいるわけです。去る学校公開日以外、去年の学校公開日でも私は学校を見学しましたがけれども、いろいろなところに車が駐車されていて、渡り廊下の下とか、そういったところに駐車されている状況も見ました。ですから、毎日の業務でさらに駐車場、委員会の中では、近隣にみずから探していただくというお話もありましたけれども、それは余りにも現実的ではない。それで留意事項をつけさせていただいた背景がありますので、やはり早目に検討していただく、用地を確保していただくことが必要だと思っています。今後検討とありますけれども、先ほど言った担当課との認識の違いといいますか、これは部長だけが担当されているならわかりますけれども、そういったものも少し早目に進めていただきたいと思います。

次に土曜預かりに関してですが、これも現在のところは当初どおり進めている。ただ、予算上は先生を確保する予算をやっているので引き続き進めると。もちろん人員確保ができれば、今後そのように検討するということだと理解しますが、それでいいのか。人員確保ができれば4園で実施するという形で考えるのか。それとも留意事項でつけた内容とは変わって、先生が採用されてもそのままいくんだという考え方なのか。その辺を少し教えてください。これについても、以前、別の聞き取りのときに確認をしました。その時の担当課の答えは、私は4園実施に向かっているかということではなくて、今、2園で実施している土曜預かり保育ですけれども、当初言っていた各園から先生を派遣することができていないのではないですかと。先生が、ただでさえ別の幼稚園の子供たちを預けられてきて、両方の幼稚園から先生が

令和元年第2回定例会(第1号)

派遣されていないのではないですかと聞いたら、担当課は、先生が偏るのはしょうがないというような趣旨の答えをしていました。これだと、委員会とか議会で説明した内容と現場の認識が全くずれるわけですよね。そういうことでいいのか。それはまた部長の答弁が、その後、考え方を修正されたものなのか。その辺がわかりませんので、再度答弁をお願いします。プレミアム付商品券の資料をお願いしますか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 先ほどのプレミアム付商品券の対象者等の資料につきましては、委員会等で提出したいと思っております。また、入札制度の改正につきましても、商工会に配付した資料を提出したいと思っております。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 それではまず陸上競技場のトレーニングルームの件ですが、これまでウエイトのほうで指導されていた方々の予算が今回計上でできていなかったこともあって、まず入り口のほうを整理して、入り口のほうの管理等について、管理運営のほうと協議をしています。先ほどありました町民が使いやすいようにとか、それから初めての方がという部分については、こちらもいろいろ思案しては、メンバーの中になかなか頻度の高い、専門性の高い人たちがいるので、その人たちの中で、できれば公民館のサークルのような形であるとか、そういうもので指導とか、そういうもののグループをつくっていただくことでの指導監督ができないかとか、そういうことを担当課と一緒に模索していると。その方々にもお声がけをしたりはしていますが、まだ実態として、調整とかそういうところまでは至っていないところがございます。行く行く、公民館等の形と同じような形で、みんなで、町民ぐるみで使っていけるような形ができないかと考えているということでございます。

それから駐車場の件ですが、小中学校、幼稚園も含めて駐車場の確保ができるようにしていただきたいということで学校長にお任せしている部分もあって、担当課で全てを把握しているわけではないという回答もあったかと思えます。ただ、その敷地内において駐車場が確保できる分については、幾分かの整備、それからスペースを譲っていただくことで駐車場を確保できないかということについては、教育委員会のほうにも相談をしながらやっています。先ほども説明したように、小学校の分を中学校に移していただいたり、幼稚園の分を小学校にとめさせていただいたりということ調整ながらやっていると。それでも足りない部分については、学校敷地外という形になると思うのですが、まだ学校敷地外まではみ出してとめている形はないと。しかしながら、確かに来客用のスペースにとめたり、ふだん使われていないような広場が駐車場として使われていることがたびたびあると聞いておりますが、その辺については毎回ではないと学校から伺っていますので、こちらとしては、その辺については行く行く調整をして確認をとっていきたいということでございます。ただ、正式に駐車場を確保するための財源とか計画については、また今後十分な検討をした上で対応させていただきたいと思っております。

それから幼稚園については、ボタンのかけ違いといいますか、幼稚園2園での土曜日だけの合同保育については、当初からそういう説明をしていますということで、当初予算でも答弁しております。2園合同の部分については、最初の園の説明会、募集の説明会の段階でそういう話をしていますということで、話をしていると思えます。そういう形で進めておりますのでよろしくをお願いします。

令和元年第2回定例会(第1号)

○議長 知念富信君 質疑のある方は、7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 7番大城です。8ページの歳入ですが、財産貸付収入についてです。ここの付託は総務民生だと思えますけれども、土地区画整理事業に関することですので質疑をさせていただきます。町有地土地貸付についてですが、町有地に関して、どういう理由で町有地になったのか。このいきさつ。それからその場所はどこなのか。広さは坪で言えば何坪なのか。使用目的は何なのか。おわかりでしたら教えてください。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず同地の場所については、津嘉山区内の高津嘉山公園の近くにあるローソンの隣にある町有地、約 800 坪であります。購入については、ちむぐる館をつくる前から、町には福祉施設が必要だということで、福祉施設の計画を当てて購入した土地であります。ちむぐる館が建設できたことで、普通財産にして総務で管理している土地であります。そのために、3月にホームページを活用して同地の借用について公募したところ、1社の応募があって契約を行い、現在駐車場として活用している町有地の使用料の増額の形状となっております。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 私は、土地区画整理事業で出てくる保留地のことだと思っていたのですが、そうではないんですね。わかりました。

○議長 知念富信君 質疑ございますか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 1点だけ。幼保無償化についてですけれども、予算書 14 ページの保育所運営事業ということで出ているのですが、これも無償化にかかわるものですよ。予算ですが、国・県から 2,168 万 9,000 円、一般財源は 13 万 1,000 円の減になっています。その中の、例えば共済費とか賃金、需用費、役務費、委託料はあれだとしても、そういった人件費とか需用費なども、要するに、幼保無償化について全て国から保障があるということですか。私は、子供たちの保護者が出す保育料の保障かと思ったのですが、こういった事務費も全部含めてということになるのでしょうか。その1点をお願いします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 今回の計上は、幼保無償化を実施するに当たって、まず我々が準備するための事務の部分の経費の補助分の計上でございまして、この部分に関しては、その業務に当たる職員の超過勤務とか、そういった手当も含まれてきますので、あくまで幼保無償化に従事する職員の手当、あるいは臨時職員の賃金とか、大半はシステムの改修費でございますが、臨時職員の雇い上げとか、そういった事務の部分に関しても 10 分の 10 の補助がございまして。

○議長 知念富信君 よろしいですか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 これは準備する分のシステムの改修とか、職員の残業、要するに時間外ということであって、いざスタートすればそうではないと。要するに人件費とかいろいろ出てくるわけでしょう。それは無償化だからといっても、

令和元年第2回定例会(第1号)

これまでと一緒にすよということでしょうか。要するに町立保育園とかあるわけですから、これはあくまでも準備する分、そのスタートする分という理解でよろしいのでしょうか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 事務費については、次年度までありはしますが、これがスタートして軌道に乗っていつまでもずっとあるということではございませんで、準備に対する、円滑に導入できるようにするための補助であります。

○議長 知念富信君 よろしいですね。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第22号 令和元年度南風原町一般会計補正予算(第1号)については、総務民生常任委員会に付託いたします。

暫時休憩します。

休憩(午前11時17分)

再開(午前11時30分)

○議長 知念富信君 再開します。

日程第8. 議案第23号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議長 知念富信君 日程第8. 議案第23号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第23号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 令和元年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ292万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,768万3,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第23号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について概要をご説明いたします。今回の補正は、職員の産休等に伴う臨時職員賃金の増によるもので、歳入歳出をそれぞれ292万1,000円増額し、補正後の国民健康保険特別会計予算額は45億5,768万3,000円となります。

それでは歳入について説明します。6ページをお願いします。10款1項1目. 一般会計繰入金292万1,000円の増

令和元年第2回定例会(第1号)

額補正は、職員の産休等による臨時職員配置によるものです。

引き続き、歳出について説明します。7ページをお願いします。1款1項1目、一般管理費 292 万 1,000 円増は、歳入で説明しました臨時職員賃金 267 万 9,000 円の計上と通信運搬費の 24 万 2,000 円の増は、賃金に流用した分を補正するものであります。以上が令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 お願いします。臨時職員による補正予算のご説明でしたけれども、一般会計でもありましたけれども、育児休暇にかわる臨時職員というのがありました。その他もありましたけれども、大変結構なことだと思うのですが、これは、例えば育児休暇中には何割かの給与が支払われますよね。その分を引いた分が補正されているのですか。例えば 100 万円もらっている方が休んでいる間に 60 万円支払われます。新たに臨時の職員を採用するとかかる費用がありますね。この足し算、引き算がされた上でこの補正がされているのかどうか。それを教えてください。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 職員の育休に関する手当等の部分と臨時職員を雇用したときの賃金に関しましては、全く別もの、別計算でございます。差し引きとかそういう部分はございません。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 普通は、一般会計の補正でも全く同じという考え方でよろしいのですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 本来の一般会計、各種特別会計の臨時職員、産休代替職員の賃金の計上については、賃金・嘱託職員の報酬等の歳出増のみを計上しております。育休等によって減額される給与については、人事異動についての組み替え等がありますので、9月以降の補正予算について計上していく予定となっております。9月から最終の3月補正の間に減額補正をしていく予定としております。

○議長 知念富信君 質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 23 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第9. 議案第 24 号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長 知念富信君 日程第9. 議案第 24 号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につ



令和元年第2回定例会(第1号)

いてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第24号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第1号) 令和元年度南風原町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,856万7,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 議案第24号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について補足して概要説明いたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について。今回の補正は、議案第20号南風原町下水道条例の一部を改正する条例で、消費税率引き上げによる使用料の改定があり、補正増する必要性が生じたので、歳入歳出それぞれ17万6,000円を増額し、補正後の下水道事業特別会計予算額は6億8,856万7,000円となります。

次に歳入について説明します。6ページをお開きください。2款1項1目. 下水道使用料188万6,000円の増額補正は、消費税率の引き上げによる使用料でございます。

7ページ、5款1項1目. 繰入金171万円の減額補正は、歳入歳出の増減によるものでございます。

続きまして、歳出について説明します。8ページ、1款1項1目. 下水道事業費17万6,000円の増額補正は、消費税改定に伴うシステム改修委託料でございます。以上が議案第24号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 前もって計算してきたつもりだったのですが、2ページの2款1項. 使用料2億477万9,000円から消費税が上がった分、188万6,000円上がるという計算だと思います。6ページの下水道使用料2億477万9,000円、金額は一緒ですよ。幼稚な質問でごめんなさい。2ページは款で言っているから手数料が含まれているはずですが、1項だけだからその使用料は6ページの使用料と同額ですよ。補正前の額2億451万2,000円。ちょっと休憩願ひます。済みません。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩(午前11時41分)

再開(午前11時51分)

○議長 知念富信君 再開します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 使用料にも幾つかあるようでして、そうしますと、ちょっと意味が違ってくる気もするのですが、1つは、この数字の表現の仕方だと、滞納分についても新しい税率で消費税がかかるということになるのかなど。通常、その以前の分は、たしか、なお従前の例によるというのが…、去年納め残した分を10月以降に納めるときには、消費

令和元年第2回定例会(第1号)

税が上がってしまうのか。附則がついていないようですから、10月以降は新しい税率になってしまうのかと、今説明を聞きながら思いました。それがどうなのか。それと、これは自分なりに理解しています。私は2ページで計算したので、ほかの敷使用料というものも入ってしまいますけれども、2億477万9,000円をまず1.08で割って、つまり消費税がかからないものとして、税抜を出しまして、今度は1.1を掛ければ新しい消費税率での計算になるという考え方でやりましたが、そうしますと、実は0.9%ぐらいしか上がらないこととなります。これは恐らく、利用料金が少ないほうといえますか、基本料とか、基本料から少し超えたとか、そういった割合が多ければそうなるのかなと理解はしたのですが、全部一律に、単純に1.08だったのが1.1になるという計算になるのかと自分なりに理解したのですが、それでいいのか。これを計算した算式、数式。例えば実際の利用料を、基本料金の方々が何パーセントを占めるとか、たくさん利用をする人たちが何パーセントを占めるとか、そういったことによっても違って来るだろうと思います。税率が上がった場合に。そういう計算をしたのかと思いはするのですが、それを確かめるために、皆さん方の計算式を出してもらいたい。以上です。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 先ほどの質疑は2点あったかと思えます。最初は、まず滞納分にも消費税分が転嫁されるかということだったかと思えますけれども、基本的には10月1日以降に使用した下水道についてですので、滞納分については、消費税はそのまま従前のおりということで、議案第20号にも附則として付されていますけれども、令和元年10月分以降の月分として算定する下水道使用料から適用するというところでございます。滞納分の消費税は、従前の分ということでございます。

それと算定式、まず188万6,000円の金額についてでございますが、基本的に、4月から9月分までの使用料については従前の8%、10月から来年の3月使用分までの6カ月間が10%ということで、要は8%と10%それぞれ六月間ですので、平均すれば9%ということで、当初予算で予定しておりました調定見込額が2億466万6,000円ございまして、それに、消費税8%と10%を平均した1.09で、9%で計算しまして、それに徴収率の99.5%を掛けて、当初予算が2億364万3,000円で、税後の見込分が2億552万9,000円で、その差額分として188万6,000円ということでございます。以上で終わります。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 4月から9月までの、9月はこれからだから見込みということですか。とにかく実績を、1年間でやれば2%上がるから、実績は、半年だから恐らく次も使うだろうということで、10月以降もそれだけ利用するだろうという見込みで、本来だったら12カ月だけど、12カ月で2%上げるべきだけど、半年だから約1%にしたと。こういう計算であって、先ほど私が言ったように細かく、基本料金の方が何パーセント、基本料金が幾らだったから、基本料金から幾らか刻みでありますけれども、そういう刻みもきちんと読み込んで、これが実績だから、これを掛けるそれぞれをやったらということにすれば、私は単純に1%にはならないと思います。それと、敷料ですか、要するに用地分の収入ですよ、意味するところは。占用料をとっているということは、それも8%から10%に上がると。それも消費税が作用すると、影響すると。こういう計算でしていることになりますか。この辺をご説明ください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

令和元年第2回定例会(第1号)

○経済建設部長 神里操也君 当初予算におきまして、下水道の使用料の算定につきましては、平成29年度と平成30年度の調定の伸び率を求めまして、1.03ということで、年間の伸び率を1.03として算定しております。それに平成30年度の調定分を掛けまして、平成31年度の調定見込額として算出しております。年間で、建物と接続がございましたらそれぞれ件数がふえてきますので、個別に、例えば何立方メートル使っているところが伸びるとか、その辺の算出が困難なものですから、今回の税率改正に伴う全体的な調定額で算出している状況でございます。

あと、先ほどの使用料の中の下水道敷使用料につきましては税の転嫁はございません。今は、公共料金の使用料に伴う税の転嫁ですので、その下水道敷の使用料の税分については、転嫁は考えておりません。以上であります。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第24号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、経済教育常任委員会に付託いたします。

暫時休憩します。

休憩(午後0時01分)

再開(午後0時59分)

○議長 知念富信君 再開します。

日程第10. 議案第25号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

○議長 知念富信君 日程第10. 議案第25号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第25号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) 令和元年度南風原町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,285万1,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

令和元年第2回定例会(第1号)

○経済建設部長 神里操也君 休憩をお願いします。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩(午後1時00分)

再開(午後1時01分)

○議長 知念富信君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 それでは議案第25号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、補足して説明いたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について。今回の補正は、議案第21号 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で、消費税率引き上げによる使用料の改定があり、補正増する必要が生じたので、歳入歳出それぞれ6,000円を増額し、補正後の南風原町農業集落排水事業特別会計予算額は2,285万1,000円となります。

次に歳入について説明します。6ページをお開きください。2款1項1目・農業集落排水使用料3万7,000円の増額補正は、消費税率引き上げによる使用料です。

7ページ、4款1項1目・繰入金3万1,000円の減額補正は、歳入歳出の増減によるものです。

続きまして、歳出について説明いたします。8ページをお開きください。1款1項1目・事業費6,000円の増額補正は、消費税改定に伴うシステム改修委託料です。以上が議案第25号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第25号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、経済教育常任委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第26号 町道の路線の認定について

○議長 知念富信君 日程第11. 議案第26号 町道の路線の認定の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第26号 町道の路線の認定について 次のように道路法第8条第2項の規定に基づき町道の路線を認定することについて、議会の議決を求めます。認定する道路は町道289号線、起点が南風原町字新川252番3、終点が南風原町字新川227番7。延長が160.3メートル、幅員5メートルであります。提案理由としまして、一般交通用に供するために町道289号線として認定する必要があり提案いたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

令和元年第2回定例会(第1号)

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 それでは議案第26号について説明いたします。今回の町道認定につきましては、一般国道329号南風原バイパスの側道が3月21日に供用開始されたことに伴い、側道と町道21号線を結ぶ新たに設置された道路を町道として認定する必要があるため提案するものでございます。今回の町道289号線は、一般国道329号南風原バイパスによる地域分断を防止し、交通の利便性を保持するため同事業で整備されました。側道部を起点とし、町道21号線を終点とする延長160.3メートルのうち、バイパスをまたぐ橋梁部の延長が73.1メートル、橋梁部を除く延長が87.2メートルとなっております。道路の管理区分として、橋梁部で橋台2基、橋脚2基を含む上部本体と側溝、舗装、縁石の部分となっております。以上が議案第26号の補足説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 岡崎です。町道に認定しようとしている道路の、図面で言う町道289号線と書いているところの、いわば橋みたいなものですね。工事の最中は、南部国道事務所が「橋桁をつくっています」、「工事をしています」という看板を掲げておりました。これは橋ではないのかなという思いをしていたのですが、開通のころにも橋の名前はつかないのかなと、地域の人たちと話をしていたことがあったのですが、橋ではないんですね。それから、町道に認定することは、今後の維持管理は全て町で負担するという理解でよろしいでしょうか。伺います。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 先ほどもご説明したように、通常、跨道橋と呼ばれておりますけれども、橋であります。バイパスをまたぐ部分の橋梁部分の延長として73.1メートルということで、その部分も今回道路として認定すると。管理者は、管理移管で南風原町が管理するということでございます。現状としては、まだ橋の名前がついてない状況です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 そうすると、これは今後名無しという位置づけで、橋の名前がつくであろうという考え方でいいのですか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 お答えします。道路の一部が橋になっているというところでは、今まで、橋の名前をつけるということは、私どもにも上がってきておりませんでしたので、国道としても橋の名前をどうするかというのは聞いていないかと思っております。地域からの要望があるのであれば、これは町道になりますけれども、橋の名前をつけますかということで、自治会あたりでご相談してもよろしいかと思っております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。地域の皆さんと相談してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

令和元年第2回定例会(第1号)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第26号 町道の路線の認定については、経済教育常任委員会に付託いたします。

日程第12. 報告第2号 平成30年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 知念富信君 日程第12. 報告第2号 平成30年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 休憩をお願いします。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩(午後1時10分)

再開(午後1時11分)

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは報告第2号 平成30年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。平成30年度における一般会計繰越明許費は、3款. 民生費から11款. 災害復旧費まで10件の事業があり、今回繰越手続をとった各事業の限度額の合計1億4,126万円のうち、10億8,291万4,970円が令和元年度へ繰り越した額となっています。また、財源内訳については、既収入特定財源が9,640円、未収入特定財源のうち国県支出金が2億8,466万5,462円、町債が7億4,260万円、その他収入が4,570万円、一般財源が993万9,868円となっております。

それでは、各事業ごとに説明いたします。3款. 民生費は1件の繰り越しです。2項. 児童福祉費の保育所等整備交付金事業3,980万2,000円は、新設の認可保育園2園において、それぞれの開発申請手続で日数を要したことによるもので、第二与那覇保育園は7月下旬、明星保育園は9月中旬の工事完了を予定しております。8款. 土木費は2件の繰り越しです。4項. 都市計画費の黄金森公園整備事業1,178万7,200円は、屋根鋼板の市場製品の不足により、入荷まで日数を要したことによるもので、5月21日に完了しております。津嘉山中央線街路事業3,079万6,970円は、物件等補償交渉に日数を要したことによるもので、9月末の完了を予定しております。10款. 教育費は6件の繰り越しです。2項. 小学校費の北丘小学校西側避難通路整備事業1億3,278万8,800円は、工事日程が学校運営に合わせた制限が生じ、年度内完了が困難となったことによるもので、7月末に完了を予定しております。津嘉山小学校南側避難通路整備事業3,173万4,000円は、校内の安全面を考慮し、他工事の完了後に着手したことから、年度内完了が困難になったことによるもので、5月7日に完了しております。小学校空調設備設置事業5億5,170万7,000円、3項. 中学校費の中学校空調設備設置事業2億1,186万6,000円、4項. 幼稚園費の幼稚園空調設備設置事業1,977万2,000円は、臨時特例交付金の交付決定が年度末となったことによるもので、小学校及び中学校は11月末、幼稚園は10月末の完了を予定しております。5項. 社会教育費の文化財発掘調査受託事業4,570万円は、与那原バイ

令和元年第2回定例会(第1号)

パス整備事業、文化財発掘調査において、新たなごうなどが発見されたことにより、調査期間に変更が生じたことによるもので、6月7日に完了しております。11款、災害復旧費は1件の繰り越しです。3項、教育施設災害復旧費の災害復旧事業 696万1,000円は、南風原中学校バックネット復旧工事において、国庫負担金の交付決定が年度末となったことから、年度内完了が困難になったことによるもので、完了は7月上旬を予定しております。以上が報告第2号 平成30年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の概要です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは今の繰越明許に係る部分ですけれども、計算書でいきますと小学校費から中学校費、幼稚園費のクーラー設置事業ですけれども、年度末でしたので大きな概要がわからないということで、この後、工事の契約も、多分終わり次第議題に出てくると理解しますが、その予算の審議の中で、ここでは幼稚園まで合わせると約8億円近くの大きな工事が予定されていて、小学校、幼稚園、中学校と、学校ということで夏休み中の工事とか、またオープン教室をどうしていくとか、そういったさまざまなことを検討していかないといけないと。実際には工事の議案になると思いますけれども、既に設計とか工程とか、どのような審議をしてこういう工事を発注しているというのは、もう既にあると思います。その辺の概要を少し説明していただいて、資料か何かあればいただきたいと思いますが、その辺をよろしくお願いたします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 小学校費、中学校費、幼稚園費の中での空調ですが、交付決定を受けた後、設計等を実施しましたが、その実施設計の中で経済比較による空調の種類、型式を比較しています。まずガス方式の空調、それから電気型の空調、セントラル型と言って集中管理型の空調という形で比較等をして、経済比較の中と、また別棟、学校の状況について教育委員会のほうで検討しました。検討した結果、我々の経済比較の中では、ガス空調のほうが有利ということでしたので、教育委員会にも提案して、ガス空調の整備に向けての回答を得ております。その後、設計等について進めているわけですが、今現在は、発注に向けてその準備をして、今月の21日の本会議に契約に向けての準備ができるように、入札等に向けても準備を進めている段階でございます。

オープン教室の部分についてお答えします。オープン教室については、我々の検討の中では、今回の補助事業の中ではオープン教室についての補助対象になっていませんので、その辺については、今回全体的な空気が流れないような仕切りの検討はしているのですが、オープンの部分については別の事業を使って解決を図ろうということで、問題の提案をしております。今回の工事については空調のみの工事という形になります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今、答弁の中で、最終日の上程を予定しているということでしたけれども、先ほども言いましたけれども、8億円近い大きな工事になりますので、最終日の上程で、工事の契約について出されると思いますけれども、その中で十分な審議ができるだろうか、工程がわかるだろうか。ここでは11月末と10月末の完了予定とありますけれども、工事の議案が出る前に設計とかはもう済んでいるのではないかと。ここで、出せる資料があれば少し内容の精査をしたいという趣旨で質疑をしていますが、そういったものは出せないということですか。出せるなら資料の提供

令和元年第2回定例会(第1号)

をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 今、入札の直前ということもあって、資料について、その辺の兼ね合いのない部分については準備ができるのかなど。ただ、議会までの間がかなりタイトな時間となりますことから、こちらのほうでも出せるといいですか、審議いただける部分については準備を整えて提供していきたいと思います。

○議長 知念富信君 ほかにございますか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 2つお伺いします。1つ目は、ガス方式を採用する予定だということですが、これは冷房暖房、両方セットのものを予定されていて、そしてその後ずっと何年もかけてランニングコストももちろん勘案した上でガス方式を採用予定だということですかということが1つ。

もう一つは、小学校、中学校、幼稚園の金額7億8,000万円のうち、国県支出が8,400万円、そして町債で約7億円、率にすると国県で11%、町債で89%となっていますが、たしか国からの補助は1つの教室当たり50万円を上限に、3割補助という私の理解だったのですが、この数字はどのように読めばいいのでしょうか。お伺いします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 補助率の部分については、前回も何度かご質問があって、50万円というのは、議員さんたちが、逆算してみると大体それぐらいに当たるのではないかという質問でございました。我々のほうからの回答としては、基準面積に該当する部分のうち、3分の1の部分が補助事業に当たりますよということで、うちの台帳面積から省かれている部分については、国庫補助の対象外になります。また、文科省が言っている基準面積の計上の仕方は、1教室50万円ということではなくて、向こうの持っている計算式にのっとって計算されたもののうちの3分の1ということにして、これが先ほど言ったような形ではないということで、後ほど、再度その辺については説明ができるような資料を準備させていただきたいと思います。

ガスのほうは、減価償却が13年というのが機械の中で考えられていますので、13年間の中での導入コスト、それからランニングコスト、これを両方比較した形。ガス式については、標準型として冷暖房がついている形が標準になりますが、我々の考えているところでは、クーラーのみを使うということでの運用コストという形で比較しております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 それでは、補助と、私たち町の負担の仕組みがわかる資料をよろしく願いいたします。

[玉城 勇議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩(午後1時26分)

再開(午後1時28分)

○議長 知念富信君 再開します。



令和元年第2回定例会(第1号)

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第2号 平成30年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

日程第13. 報告第3号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 知念富信君 日程第13. 報告第3号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 報告第3号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について概要を説明します。平成30年度における下水道事業特別会計繰越明許費は、今回繰越手続をとりました限度額1億4,132万5,000円のうち未普及解消下水道事業と浸水対策下水道事業及び下水道維持管理事業の3事業で、1億1,125万9,633円が平成31年度へ繰り越した額となっています。また、財源内訳については、未収入特定財源のうち国県支出金が6,617万2,596円、町債が4,410万円、一般財源98万7,037円となっております。

繰り越しの主な理由は、別事業の工事のおくれによる下水道工事の執行おくれ、工事の設計変更により時間を要し、年度内完了が困難となったことなどによるものでございます。各事業の進捗状況は、未普及解消下水道事業の工事で津嘉山地区1件を5月27日に検査を終了しました。宮平地区と津嘉山地区1件につきましては、6月中に発注し11月末完了を予定しております。浸水対策下水道事業の工事で、照屋地区2件、津嘉山地区1件のうち、4月11日に照屋地区1件、4月25日に津嘉山地区1件の検査を終了し、残り照屋地区1件は7月末完了に向けて進めております。下水道維持管理事業のます設置工事を、4月11日に検査を終了し完了しました。以上が報告第3号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 部長からの説明が終わりました。質疑のある方はこれを許します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 お伺いします。概要説明の中で、下から2段目ですが、照屋地区での浸水対策下水道事業2件のうち1件は終わったということで、もう1件は7月末に完了予定ということに、この報告ではなっていますが、7月でもって、照屋給油所の向かいのあたりがよく水につかるということが何度も問題になって、これを解消するためだと私は理解しているのですが、それでいいのかどうか。この7月末でこの部分の工事は終わりなのか。それとも繰り越しがこれだけであって、今年度の予算がまだあるのか。要するにその浸水すること自体が、皆さんの予定としては完全に解消するための工事は7月で終わりなのか、まだ続くのか、この点についてお聞かせください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 照屋地区の7月末完了というのは、繰り越しをしております事業につきまして7月末完了ということでございます。全体的な照屋地区の浸水解消の事業完了としては、まだ現年度も予算がございますし、そ

令和元年第2回定例会(第1号)

れから上流のほうも令和元年の予算、現在のところ令和3年度までの事業完了を予定しております。今年度予算で引き続き整備を図るということでございます。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第3号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

日程第14. 報告第4号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 知念富信君 日程第14. 報告第4号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 報告第4号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について概要説明します。平成30年度における土地区画整理事業特別会計繰越明許費は、今回手続をとりました限度額2,104万円のうち1,671万4,480円が平成31年度へ繰り越した額となっています。また、財源内訳については、既収入特定財源が1,314万5,880円、未収入特定財源のうち国県支出金が319万3,020円、町債が30万円、一般財源7万5,580円となっております。繰り越しの主な理由は、下水道工事及び県が行う南風原第二団地造成工事の発注おくれ等によるものです。進捗状況としまして、繰り越し事業の道路工事2件及び造成工事1件を9月末の完了で予定しております。以上が報告第4号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の概要です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第4号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

日程第15. 報告第5号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 知念富信君 日程第15. 報告第5号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。経済建設部長。

令和元年第2回定例会(第1号)

○経済建設部長 神里操也君 それでは報告第5号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について概要説明します。平成30年度における農業集落排水事業特別会計繰越明許費は、今回手続をとりました限度額242万円が、平成31年度へ繰り越した額となっています。また、財源につきましては、全て一般財源となっております。繰り越しの主な理由は、工事業者の確保に時間を要したことによるものです。進捗状況は、まず設置工事3カ所のうち2カ所を4月に終了し、残り1件は6月末の完了を予定しています。以上が報告第5号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の概要です。ご審議ほどよろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第5号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

日程第16. 報告第6号 平成30年度南風原町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長 知念富信君 日程第16. 報告第6号 平成30年度南風原町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは報告第6号 平成30年度南風原町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について 地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告いたします。4款1項. 保健衛生費、健康づくり推進事業の印刷製本費において、保健事業予定表の印刷を平成31年3月13日に発注しましたが、事業日程の調整に時間を要したため初稿入れがおくれ、年度内の納品が困難となったことから、3月25日事故繰越しと認定しました。繰越額は26万7,840円で、保健事業予定表は4月25日に完了しております。11款3項. 教育施設災害復旧事業の北丘小学校において、災害現場のため、梅雨や台風時期の到来前までに工事を完了する必要があり、年度内完了に向けて平成31年3月13日に契約を締結しました。その後、資材の入手に不測の時間を要し、年度内の完了が困難となったことから、3月28日に事故繰越しと認定し、事業の推進を図りました。繰越額は432万円で、事業は5月28日に完了しております。以上が報告第6号 平成30年度南風原町一般会計事故繰越し繰越計算書の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 今回の事故繰越しにつきまして、まず保健衛生費、健康づくり推進事業の件につきまして、こういう事故繰越しとなったことにつきまして、深くおわびを申し上げます。本件につきましては、会計年度及びその独立の原則はもとより、本町の予算決算規則、会計規則等の認識の甘さによるものでありまして、本来なら年度当初に各世帯へ配布する保健事業の予定表の配布がおくれる結果となりまして、町民の皆様にご迷惑をおかけしました。大

令和元年第2回定例会(第1号)

変申しわけございませんでした。今後は、このようなことが起こらないよう、事務事業の適正な執行に努め、再発防止のための研修等を実施し、職員の資質向上に努めてまいります。申しわけございませんでした。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 報告第6号、教育学校施設、北丘小学校の災害復旧工事の事故繰越しに至った経緯とおわびを申し上げます。まず説明の前に、本来、当該事業は平成29年度に国の災害の認定を受け、翌年度に繰越した事業でございます。しかしながら、後ほど詳しくご説明いたしますが、その理由に加えて災害復旧事業であり、まず児童生徒及び隣地住宅の安全確保という観点から、早期着手完了を行うという理由により、平成31年3月に予備費を充用し、災害復旧国庫負担対象事業とは別工法による町単独事業として契約を行いました。年度内には事業を完了する見込みで繰越明許費の手続きを行っておりませんでした。当初より年度最終月の契約であり、本来なら資材の仕入れや天候などを含め、不測の事態を予測し、3月定例会で繰越明許費として計上しておけば、事故繰越しにはならない事業でございます。議会、そして町民の皆様へおわびを申し上げるとともに、再発防止を図り、今後は適正な事務執行に努めてまいります。まことに申しわけございませんでした。なお、去る5月30日に総務部総務課により事故繰越しの報告及び再発防止についての職員研修を開催しております。

それでは、お手元に配付した報告第6号参考資料、教育学校施設北丘小学校災害復旧事業における経緯についてをご説明いたします。まず、平成29年6月19日でございます。前日からの大雨により、北丘小学校にここを登り切った校内菜園側、そののり面に地すべりを確認しております。同29日、災害申請を行うための調査設計を開始しました。そして11月17日、沖縄県へ事業計画書を提出。ここで出てくる沖縄県というのは、全て経由して文科省に行くものでございます。そして12月21日、文部科学省及び沖縄総合事務局の現地調査を受け、同月27日に文部科学省より災害復旧国庫負担事業の内示が届きました。そして平成30年2月22日、第1回臨時会において補正予算を可決いただきました。3月23日、補助金内示通知を受けております。そして7月13日、7社による指名競争入札を実施しましたが、4社が辞退、応札いただいた3社も予定価格を上回り、入札は不落に終わりました。そして7月31日、二度目の指名競争入札を実施するため、8社に通知したところ、全社辞退により、入札が不調となりました。その後、8月2日から9月10日まで、先ほどの結果を受け、同施工が可能な4業者へ見積もりを依頼しましたが、請負額、人員確保、着手時期など条件に折り合いがつかず、契約に至ることができませんでした。その中で、1社より別工法の提案が出されております。9月11日、沖縄県にこれまでの経緯を説明し、工法変更と事故繰越しについて調整を行っております。9月13日、随意契約等、努力してほしい旨の連絡を受けました。そして9月18日に補助対象となる工法は変更できないとの回答を受けました。10月5日、8月に見積もり依頼をした以外の2社に対し見積もり依頼を行いました。対応が困難ということでございます。12月26日、8月に見積もり依頼をした1社に対し、再度依頼を行っております。そして明ける平成31年2月22日、沖縄県へ事故繰越しの承認申請書を提出しました。3月4日、事故繰越しに関して沖縄県のヒアリングを受けました。3月4日、12月26日に見積もり依頼をした業者より、8月までは工事対応ができないとの回答をもらっております。これを受けて3月5日、総合事務局のヒアリングにおいて、事故繰越しは年度内契約と7月中の工事完了が要件であることを受け会議を行い、当該事業は災害復旧であり、児童生徒及び隣地住宅の安全確保が最優先になるという観点から、国庫負担による災害復旧工事を断念し、町単独による別工法により対応するこ

令和元年第2回定例会(第1号)

とを決定いたしました。3月6日、8月に見積もり依頼をした業者より提案された別工法、フィット筋工法による見積もりを依頼しました。3月12日には、沖縄県を通じて文科省へ災害復旧国庫負担事業の断念を報告しております。同3月12日、別工法による工事を業者と随意契約を締結しました。4月25日、現場の施工が完了、そして5月28日、検査書類等、事業が完了しております。以上が時系列の説明でございます。冒頭にも申し上げましたが、教育委員会としては可能な限り当初予算どおり、災害復旧国庫負担事業として工事を実施するよう努力を重ねてまいりましたが、また補助対象予算に単独経費を加えた予算の増額も検討し対応してきましたが、これまでご説明申し上げたとおり、もろもろの事情により工事の契約締結に至ることができませんでした。我々その結果を踏まえ、生徒及び隣地住宅の安全確保を最優先との観点から、国庫負担事業とは別の工法による町単独事業の施工で安全が確保できるものと判断し、対応いたしました。ただし、繰り返しになりますが、冒頭にも申し上げたように、繰り返し事業の手の誤りについては、改めておわびを申し上げるとともに、今回の件を真摯に受け、職員全体でこのことを共有し、再発防止に努めてまいりたいと思います。以上が報告でございます。よろしくお願いたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 ちょっとわからないところが。最初の工法と実際にやった工法が違うということですよ。最初にやろうとした工法では、各業者が辞退をしたり、落札しなかったりで、その工法より別の工法でやればと云々あるのですが、最初から完成した工法ではできなかったのですか。それともそういう方法では、国のほうで補助がないとかそういうものもあるのかどうかという、その辺がよくわからないので。最初からフィット筋工法でできなかったのかどうか1点。

もう一つは、先ほどから繰り返しの手続を誤ったということを教育長は謝っているのですが、それはいつの段階で、それをやることを見逃したといえますか、やらなかったのか。どこでやらなかったというのを教えてもらえませんか。以上。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 工法につきましては、災害の補助要綱がございまして、それに基づいた工法によると補助対象になる工法でございますので、おのずと選択肢はなく、当初の国庫補助負担金事業で予定する工法になっていたということで、我々が採用したのは補助対象の工事にはならないということでございまして。これは3月13日に締結しておりまして、当初、工事は終わるものだと、終わらせるということでございまして、本当にこれも失念というレベルでございます。結果的にそうってしまったということです。先ほど総務部長からあったように、28日に事故繰越しの認定を受けたということでございまして。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩(午後1時52分)

再開(午後1時55分)

○議長 知念富信君 再開します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 実は議運で、総務部長から概要の報告があったけれども、そもそも事故繰越しというのはめつ

令和元年第2回定例会(第1号)

たにないことで、私も恐らく初めてではないかな。私はもの忘れがいいのでよく覚えていませんけれども、事故繰越しが議会に報告されるというのは、恐らく私が知る限り初めてではないかと思うぐらいなかつたことだと思っているのですが、部長からは概要の報告だけでしたので、当日、時系列的に並べてくれということで、議運でお願いすればよかつたのですが、その後、気がついてお願いをしたところ、対応していただきましてありがとうございます。

確認しますけれども、報告書の平成30年2月の臨時会で補正予算の議決を受けたということで、このときに繰り越しを提案して認めてもらったということなのかどうか。恐らく、普通はそれから予算がついて、業者を選んだり、設計もあるでしょうし、通常だと年度が切れるというのはわかりそうなものだから、そのように思うのですが、そうなのか。繰り越しは議会での議決が必要ですね。それは予算を提案したとき、明許繰り越しをしたのはそのときだったのか。それから、今回直接事故繰越しの報告になった、今言った3月5日には判断して、国の補助事業対象は、それを改めてやるより、この新しい方法は該当しないという説明もあるし、また、国の示した補助事業の方法では業者が見つからない、探せないというのが何回も出されていますから、そういうことから安全のほうが大事だということで、単独でやろうと決めたのが3月5日、これではそうなっています。これも3月、一月もないわけですから、その時点で当然繰り越しになることがわかっているはずなのに、それをしなかつたというのが問題だということで、部長からおおび方々という報告があつたと理解していいのかどうか。国の指定した方法でやると、見積もりを出してくれと言っても業者が対応できないというのが何回か続いていますよね。見積もり自体もできませんとなっている。国の指定した方法は何かということになるわけで、そこが非常に不思議。なぜそうなるのかについて理解できないので、説明してもらいたい。仮に、国の言う方法でやれば、それで業者も見つかれば当然補助がされたはずですね。あつたはずの補助というのは何割補助だったのか。金額で幾らだったのかを聞かせていただきたい。そもそも予算は432万円で組んであつて、その予算で新しい工法はできたのか。そこをもう1回明確にさせていただきたいということです。以上3つ、お願いします。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 まず平成29年度から平成30年度への繰り越しの時期でございます。これは、3月定例会で繰越明許の手續をしております。この国庫補助対象となる工事で、なぜ応札していただけなかつたのか。これが我々も…、先ほども説明申し上げたのですが、公共工事のルールにのっとり設計をして、これを補助事業として額も認められてやつたわけですが、やはりこれは確たることは言えないのですが、市場価格といえますか、今の土木建設も非常に人手不足といえますか、多分、採算も含めて工事は対応したいが人手が集められないという事情だと、今は理解しております。失礼しました。答弁の訂正をさせていただきます。補正予算を計上したと同時に、平成30年度への繰り越しは計上したということでございます。失礼しました。予定額が665万3,000円でございます。そして、最後、新たな工法についてでございますが、見積もり依頼を行った後に予備費を充用しました。新たな工法の見積もりを受けてから、予備費を充用して予算を組みましたので、それはそれで予算はあるということでございます。以上でございます。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩(午後2時03分)

再開(午後2時04分)

令和元年第2回定例会(第1号)

○議長 知念富信君 再開します。教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 補助負担率が8割の補助で、532万2,000円が補助負担になることとなります。残りの130万円が起債の形になります。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今、詳しい経緯も紹介していただきまして、これを見ていると、私が受けとめる大きな原因は実際の経済状況といえますか、業界の状況からすると国が示している工法では、落札者が出ないと。その予定価格も国が示したいろいろな数値をもとに出したもののなわけで、実際価格に合わせてということはできないのかどうか。要するに業者が落とせるような、落とすといえますか、社会で行われている皆さんが、当然入札に応じて落札できるような金額は示せなかったのかどうか。どうして示せなかったのかということですよ。そうすれば補助もあったわけですよ。国の工法ですから。その金額のつけ方まで足かせがあるのか。この辺についてわからないので聞かせてもらいたい。それから、これは事情があるかと思うのですが、実際の理由はそういうことですよ、私が思うに。業者が探せなかったのが一番大きい。工法を変更せざるを得なかったということもあって、こういった事故繰越しにならざるを得なかったと。ところが、説明の中では資材の入手困難ということが書いてあるけれども、実際はそんなことはないですよ。3月に契約して5月に完了しているわけだから普通ですよ。資材の確保に普通以上の時間を要したということは、余り言えないのではないかと私は思ったものですから、実際の中身と説明の書き方は違うなと思うのですが、その点はどうなのかお聞かせください。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 私が冒頭説明した中で、やはりこの予定価格の665万3,000円では、2回とも契約に至らなかったということもございまして、それからいろいろな業者と調整をしていく中で、やはり最後まで我々も補助対象事業として行いたいということもございまして、一般財源を足してでも、補助対象にプラスしてでもということも検討しました。それも約2倍程度の額の提示があったりはしたのですが、それも先ほどお話しをした8月ごろまでは着手が難しいと。額プラス着工時期。やはり我々としては、梅雨が来る前には、これはもう2シーズンを過ごすこととなりますので、その辺で非常に懸念があったために、新しい工法で対応させていただいたということもございまして、それから説明でございまして、確かにありました。これにすぐ着工して何もなければ、2週間程度の工事だと当初は見込んでいたのですが、それも含めて当初の契約時期が3月中旬でございましたので、最初の平成29年度に予算計上して繰越しのしかるべき手続をとっておけば、そういった事故繰越しにならなかったということはおっしゃるとおりでございます。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第6号 平成30年度南風原町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

令和元年第2回定例会(第1号)

日程第17. 報告第7号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告について

○議長 知念富信君 日程第17. 報告第7号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第7号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について。2 専決処分した理由 法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項。その内容については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 たびたび教育委員会のものでもうも済みません。最初に謝って、こちらのほうでまた努力させていただきたいと思います。

説明申し上げます。専決処分について。まず地方自治法((昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。相手方は書いてあるとおりでございます。専決処分の事項については、和解及び損害賠償の決定についてです。事故の概要について申し上げます。報告第7号の資料をごらんください。平成31年4月15日月曜日、9時10分ごろ、南風原町字兼城658番地南風原小学校校内において、給食を配送するため駐車場の脇より進入したが、給食受取室に別業者の車両があり、その車両に進路を譲るため、配送車を右の空きスペースに片づけるため進入した。そのときに配送車の右側後方部と相手車両左側テールランプが接触して相手車両を損傷させた。これは、右側に寄りすぎたために、相手側の後ろのテールランプに接触して壊したということでございます。損害賠償額は9万7,168円となっております。以上概要です。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑をします。駐車場での事故ですけれども、場所が小学校ということで、事故が起こってしまったことは大変残念なことですけれども、少し視点を変えて質疑をしたいと思いますが、この相手方、被害に遭われた方は保護者ですか。教員ですか。業者ですか。またとめられていた場所は駐車場の区画線内ですか。それとも外ですかという視点です。これは、先ほどの小学校の駐車場の件、また以前にも翔南幼稚園で給食車の事故があったと記憶しています。要するに、ただ運転手の運転ミスなのか、それとも駐車場がいっぱいではみ出て、飛び出しとめられていたのか。起こるべくして起こった事故ではないかという視点で質疑をしますが、いかがでしょうか。お答えください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 被害者は学校の先生です。駐車場のとめていた場所については、指定されている駐車場



令和元年第2回定例会(第1号)

内でございます。今回の事故については、反対側から来る業者の車両をよけたいがために、空きスペースに寄せ過ぎたために接触したものでございます。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第7号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告については、これをもって終了します。

○議長 知念富信君 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会(午後2時15分)